

## 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 朝日町

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

## 1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

○山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・朝日町地域公共交通活性化協議会及び朝日町町民バス等運営委員会において、町内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（朝日町）

○山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（朝日町）

- ・GTFS-JPの作成・提供（朝日町）

○山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る（朝日町）

- ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発（朝日町）

- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（朝日町）

- ・ICカードと町運行のバスとの連携の検討（朝日町）

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・直行バスならびにデマンドタクシーの利用促進のため、お知らせ板やホームページでの町民周知の徹底（朝日町）

- ・学生に向けて直行バス利用促進のダイレクトメールの送付（朝日町）

- ・必要に応じて、交通に関する町民アンケートの実施（朝日町）

## 2. 運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり

## 3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

## ○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の朝日町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度 7）

RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

- ・朝日町目標値（目標年度 7）

県外 200 人、県内 900 人

## ○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の朝日町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度 R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

- ・朝日町の目標値（目標年度 R7）

2.90 回／人（直近年度の実績 18,507 人）

## ○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の朝日町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度 R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）

- ・朝日町目標値（目標年度 R7）

路線バス：6,700 千円（直近年度の実績 7,392 千円の約 90%）

デマンド交通：13,000 千円（直近年度の実績 5,252 千円の約 248%）

## ○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）（直近年度の実績の 105%を目標）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）の年間利用者数：5,255 人以上（直近年度の実績 5,005 人）

朝日町・山形市間直行バス（夜便）の年間利用者数：3,503 人以上（直近年度の実績 3,336 人）

デマンドタクシーの年間利用者数：10,674 人以上（直近年度の実績 10,166 人）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）の収支率：12%（直近年度の実績 11%）

朝日町・山形市間直行バス（夜便）の収支率：12%（直近年度の実績 11%）

デマンドタクシーの収支率：10%（直近年度の実績 9%）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）への朝日町負担額：4,020 千円（直近年度の実績 4,435 千円）

朝日町・山形市間直行バス（夜便）への朝日町負担額：2,680 千円（直近年度の実績 2,956 千円）

デマンドタクシーへの朝日町負担額：13,000 千円（直近年度の実績 5,252 千円）

## ○事業の効果

・上記路線を維持することにより、高齢者や高校生等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

## ○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に。朝日町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

## 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「朝日町・山形市間直行バス（朝便）」「朝日町・山形市間直行バス（夜便）」「デマンドタクシー」の3路線について、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた 12,643,000 円を朝日町で負担している。

また、3路線に対する朝日町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

## ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

## 5. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

## 6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

## (1) 事業の目標

該当なし

## (2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

## ○その他申請に関する事項

## 9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和3年度>

・令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

・令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論

・令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫

## 補助金の手続き等について

<令和4年度>

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

## ○山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和3年度>

## 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会

- ・令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の

詳細の変更

- ・令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の

詳細の変更

- ・令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業

詳細の変更

- ・令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業

詳細の変更

## ○朝日町地域公共交通活性化協議会

<令和3年度>

- ・令和3年11月1日：公共交通活性化協議会規約改正についての協議
- ・令和4年2月28日：令和4年度事業計画についての協議

## ○山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

## 10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により朝日町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

朝日町では、利用者等で委員を構成する「朝日町町民バス等運営委員会」を開催（令和4年2月16日）し、施策の反映につなげている。

## 11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

表5のとおり

## 12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（2）交通手段の検討状況

該当なし

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115

（所 属）朝日町役場

（氏 名）皆川 佳穂

（電 話）0237-67-2112

（e-mail）chiikishinkou@town.yamagata-asahi.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎 公民館	山辺町	北山 形駅	往 38.0 km 復 km	295日	147.5回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・ 宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山交 バス本 社前	山辺町	太郎 公民館	往 km 復 38.5km	246日	369回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・ 宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町 区域内		往 km 復 km	246日	7872回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・ 宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎 公民 館	山辺町	北山 形駅	往 38.0 km 復 km	295日	147.5回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・ 宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山交 バス本 社前	山辺町	太郎 公民 館	往 km 復 38.5km	244日	366回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・ 宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町 区域内		往 km 復 km	244日	7808回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・ 宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

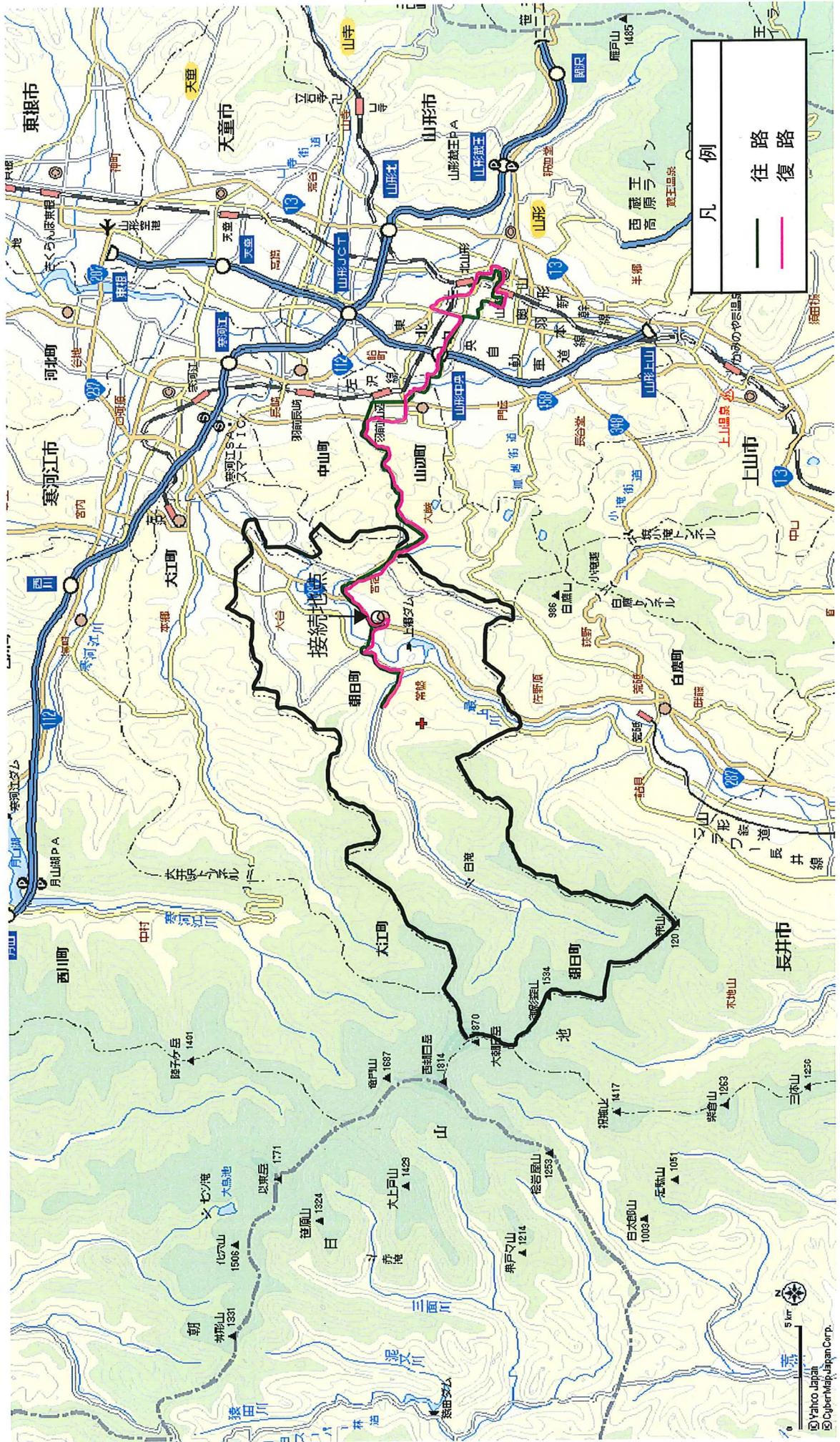
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎 公民 館	山辺町	北山 形駅	往 38.0 km 復 km	294日	147回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・ 宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山交 バス本 社前	山辺町	太郎 公民 館	往 km 復 38.5km	244日	366回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・ 宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町 区域内		往 km 復 km	244日	7808回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・ 宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

# 朝日町・山形市間直行バス 運行経路図（全体図）

表1 添付資料



## 朝日町・山形市間直行バス 運行時刻表

### 【 運行時刻 】

往 路（朝日町 → 山形市）月～土				復 路（山形市→朝日町）月～金				
バ ス 停	3月～11月	12月～2月	バ ス 停	1 便目	2 便目	3 便目		
	時刻	時刻		時刻	時刻	時刻		
乗車専用	太郎公民館	6:33	6:23	降車専用	山交バス本社前	17:00	19:05	20:40
	太 郎	6:34	6:24		山形駅西口	17:05	19:10	20:43
	新 崩	6:35	6:25		山形市役所前	17:10	19:15	20:47
	水 口	6:36	6:26		城北高校前	17:15	19:20	20:50
	西小前	6:36	6:26		北山形駅	17:18	19:23	20:51
	発電所前	6:37	6:27		山辺町南公園前	17:38	19:38	21:05
	農協支所前	6:38	6:28		送橋警備所前	18:03	20:03	21:27
	双葉住宅団地前	6:38	6:28		中 堀	18:04	20:04	21:28
	西船渡	6:39	6:29		古 槇	18:04	20:04	21:28
	助ノ巻	6:40	6:30		四ノ沢	18:06	20:06	21:30
	西 町	6:41	6:31		朝日中前	18:07	20:07	21:31
	朝日町役場前	6:42	6:32		前田沢	18:08	20:08	21:32
	本 町	6:43	6:33		小学校前	18:08	20:08	21:32
	大 町	6:44	6:34		大 町	18:09	20:09	21:33
	小学校前	6:45	6:35		本 町	18:10	20:10	21:34
	前田沢	6:45	6:35		朝日町役場前	18:11	20:11	21:35
	朝日中前	6:46	6:36		西 町	18:12	20:12	21:36
	四ノ沢	6:47	6:37		助ノ巻	18:13	20:13	21:37
古 槇	6:49	6:39	西船渡	18:14	20:14	21:38		
中 堀	6:49	6:39	双葉住宅団地前	18:15	20:15	21:39		
送橋警備所前	6:50	6:40	農協支所前	18:15	20:15	21:39		
降車専用	山辺高校前	7:15	7:08	発電所前	18:16	20:16	21:40	
	惺山高校前	7:30	7:25	西小前	18:17	20:17	21:41	
	山形商業前	7:33	7:28	水 口	18:17	20:17	21:41	
	山形駅西口	7:35	7:32	新 崩	18:18	20:18	21:42	
	山形市役所前	7:48	7:48	太 郎	18:19	20:19	21:43	
	城北高校前	7:57	7:57	太郎公民館	18:20	20:20	21:44	
	北山形駅	8:00	8:00					

※平日運行（月～金）。ただし年末年始（12月31日～1月3日）を除きます。  
土曜日は往路（山形行き）のみ運行します。

### 【利用料金】

（単位：円）

乗車1回	大人（高校生以上）	小人（中学生以下）	小学生未満
あたり	500円	250円	無 料

定期券	通 学				普 通			
	片 道		往 復		片 道		往 復	
		平日限定		平日限定		平日限定		平日限定
1ヶ月定期	7,000	6,000	13,000	12,000	9,000	8,000	17,000	16,000
3ヶ月定期	20,000	17,000	37,000	34,000	25,500	22,500	48,000	45,000
6ヶ月定期	36,000	31,000	67,000	62,000	46,000	41,000	87,000	82,000
1年定期	70,000	60,000	130,000	120,000	90,000	80,000	170,000	160,000

※往復定期券に限り、山交バス寒河江宮宿線の寒河江駅前から朝日町役場前までの区間が利用できます。（乗車口：「左沢駅」及び「寒河江駅前」）



## デマンドタクシー「あいのり号」運行時刻表

### 【 運行時刻表 】

上り (各地区発 → 宮宿行き)	順	下り (宮宿発 → 各地区行き)
午前 8時	1 番便	午前 8時45分
午前 9時 30分	2 番便	午前 11時
午後 0時	3 番便	午後 1時
午後 1時 45分	4 番便	午後 2時 30分
午後 4時 45分	5 番便	午後 4時 10分

○予約状況により、運行経路は毎回異なります。

○順次迎えに行きますので、時間は大まかな目安ととらえてください。

○平日運行。ただし年末年始（12月31日～1月3日）を除きます。

### デマンドタクシー予約センター

Tel：67-2173 (Fax：67-2195)

初めて利用される場合は、予約センターにて利用者登録を行ってください。

利用する場合は**予約が必要**です。出発時刻の**30分前**までにご連絡ください。

○受付時間：平日 午前7時から 午後5時30分 まで

### 【 利用料金 】

乗車1回あたり	75才以上	高校生以上	小・中学生	小学生未満
	200円	400円	200円	無料

○回数券 …… 400円券14枚綴り：4,000円

200円券14枚綴り：2,000円

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	朝日町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	6,366
交通不便地域等	6,366

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
6,366	朝日町	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)